

大会名称：2013年度 海陽スプリングレガッタ  
大会期日：平成25年3月23（土）～24日（日）  
共同主催：愛知県ヨット連盟・中部学生ヨット連盟

## 帆走指示書

### 1. 規則

- (1) 本大会は『セーリング競技規則 2013-2016』（以下、RRS）に定義された規則を適用する。但しこれらの規則等のうち、本帆走指示書によって変更されたものを除く。
- (2) SCIRA 規則公認レガッタの運営規則は除き、スナイプクラス国内規則に準ずるものとする。

### 2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会本部前に設置された公式掲示板に掲示される。

### 3. 帆走指示書の変更

- (1) 帆走指示書（以下、指示）の変更は、それが発効する当日のスタート予告信号予定時刻 60 分前までに公式掲示板に掲示される。
- (2) レース日程の変更は、それが発効する前日の 18 時までに公式掲示板に掲示される。

### 4. 陸上で発する信号

- (1) 陸上で発せられる信号は大会本部前のポールに掲揚される。
- (2) D 旗が音響 1 声と共に掲揚された場合、「出艇を許可する」ことを意味する。  
艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない。スタート予告信号は、D 旗掲揚 30 分後に発する。D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに当該信号が適用される。
- (3) 帆走指示書 5(1)に示された個別のレースに対して AP 旗は掲揚されない。  
予告信号予定時刻の 30 分前までに D 旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間に定めなく延期されている。

### 5. レースの日程

- (1) レースの日程は次の通りとする。

|       |     |                  |              |
|-------|-----|------------------|--------------|
| 3月23日 | (土) | 1日目の最初のレース       | スタート予告信号予定時刻 |
|       |     | 国際470クラス         | 10:30        |
|       |     | 国際スナイプクラス        | 10:35        |
|       |     | 以降のレースは随時行うものとする |              |
| 3月24日 | (日) | 2日目の最初のレース       | スタート予告信号予定時刻 |
|       |     | 国際470クラス         | 9:30         |
|       |     | 国際スナイプクラス        | 9:35         |
|       |     | 以降のレースは随時行うものとする |              |

閉会式は3月24日（日）に実施する。

- (2) 本大会のレース数は各クラス最大8レースで、大会は3レースをもって成立とする。  
1日のレース数はレース委員会の裁量によるものとする。
- (3) 各日程における各クラスの次のレースの予告信号は、それぞれ実施可能となれば、引き続き実施する。この場合、レース委員会信号艇は引き続き行なわれるレースの最初のクラスの予告信号の5分前以前に音響1声とともにオレンジ旗を掲揚し競技者に通知する。  
次のクラスのスタートを連続して実施する場合、次のクラスに対しオレンジ旗の掲揚は行わない。
- (4) 3月23日は、15:30、3月24日は、13:00を超えての予告信号は発せられない。

## 6. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

|           |       |
|-----------|-------|
| 国際470クラス  | 470旗  |
| 国際スナイプクラス | スナイプ旗 |

## 7. レースエリア

添付Aに概ねのレースエリアの位置を示す。

## 8. コース

- (1) 添付Bの見取り図はレグ間の通過すべきマークの順序及びそれぞれのマークを通過すべき側を含むコースを示す。
- (2) スタートラインの中間点から最初のレグのおおよそのコンパス方位を予告信号以前にレース委員会信号艇に掲示する。

## 9. マーク

- (1) マーク1、2、3は、各数字入りの蛍光オレンジ色の円筒形ブイを使用する。
- (2) アウトサイドマークは、オレンジ色の円筒形ブイを使用する。フィニッシングマークは、オレンジ色の球形ブイを使用する。
- (3) マーク移動を行う場合、変更後のマークは黄色の円筒形ブイを使用する。なお、以降のマーク移動は元のブイを使用する。

## 10. スタート

- (1) レースは以下の追加事項と、RRS26に従いスタートさせる。
- (2) スタートラインは、スターボードの端にあるレース委員会信号艇のオレンジ旗を掲揚したマストと、ポートの端となるアウトサイドマークの間とする。
- (3) スタート予告信号の発せられていないクラスの艇はスタートラインから概ね50m以内の範囲及びコースサイドから離れ、既にスタート予告信号が発せられたクラスの艇を避けなければならない。
- (4) スタート信号の4分以降にスタートする艇は、「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これはRRS A4. A11を変更している。

## 11. フィニッシュ

フィニッシュラインは、スターボードの端にある青色旗を掲揚したレース委員会艇のオレンジ旗を掲揚したポールとポートの端となるフィニッシングマークの間とする。

## 12. タイムリミット

先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後10分以内にフィニッシュしない艇は、審問無しに「フィニッシュしなかった(DNF)」と記録される。これはRRS35. A4及びA5を変更している。

## 13. コースの短縮又は中止

RRS32.1以外に、レースを続行するに支障を来す風速の低下が発生した場合、レース委員会は「レースの中止」又は「コースの短縮」をする場合がある。

## 14. ペナルティー方式

RRS44.1、44.2に基づきペナルティーを履行した艇は、抗議締め切り時間内にプロテスト事務局で入手できる所定の用紙に記入の上プロテスト事務局へ提出しなければならない。

## 15. 抗議と救済の要求

- (1) 抗議及び救済はRRS61、62に基づきプロテスト事務局で入手できる所定の用紙に記入の上、当日の当該クラス最終レース終了後60分以内にプロテスト事務局へ提出しなければならない。これはRRS62.2を変更している。但しプロテスト委員会の裁量でこの時間を延長する場合がある。
- (2) レース委員会またはプロテスト委員会によるRRS61.1(b)に基づく艇への抗議の通告は、抗議締め切り時刻までに公式掲示板に提示される。これはRRS61.1(b)を変更している。

- (3) 当事者であるか、または証人として名前があげられて審問に関わっている競技者に通告するために抗議締め切り後 15 分以内に公式掲示板に公示を掲示する。審問はプロテスト委員会においてほぼ受付順に行う。
- (4) 指示 10(3)、13、17、18、19 の違反は艇による抗議と救済の要求の根拠とはならない。これは RRS60.1(a) を変更している。これらの違反に対し、プロテスト委員会の裁量によるペナルティー（失格を含む）が課せられることがある。
- (5) RRS66 に基づく「審問の再開」は、判決を通告された日の翌日の 9:00 までに限り求めることができる。但し、3 月 24 日に行われたレースについては、判決を通告されてから 15 分以内とする。これは RRS66 を変更している。

## 16. 得点

- (1) 5 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズ得点はレース得点の合計とする。5 レース以上完了した場合、艇のシリーズ得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

## 17. 安全規定

- (1) 出艇しようとする競技者は当該クラスの予告信号予定時刻の 60 分前から 20 分前までの間に大会本部前のサイン用紙にサインをしなければならない。
- (2) 帰着した競技者（レース委員会が正当な理由があると認められた場合はその代理人）は着艇後速やかに、大会本部前のサイン用紙にサインをしなければならない。  
サインは各クラスのレース終了後（引き続きレースが行われた場合はそのレース終了後）60 分以内とする。但しレース委員会の裁量でこの時間を延長することがある。
- (3) 転覆その他の理由により帰着が遅れた場合には、その艇の関係者はその旨をレース委員会に速やかに届け出なければならない。
- (4) リタイアしようとする艇は、速やかにレースエリアを離れリタイアの意思を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。競技者は指示 17(2) に従い帰着申告を行った後、速やかにレース委員会で入手できるリタイア報告書を提出しなければならない。やむを得ず運営艇にリタイアの旨を伝える事が出来なかった場合は、リタイア報告書にその理由を記入しなければならない。
- (5) レース委員会は艇が帆走不可能もしくは危険な状態にあると判断した場合にはその艇にリタイアを勧告することがある。
- (6) 競技者は離岸から着艇まで一時的な着脱を除き、適正な個人用浮力装置を着用していなければならない。

## 18. 競技者の交代と装備の交換

- (1) 競技者は各日の最初のレースの乗員を所定の用紙に記入の上、指示 17(1) と同時に大会本部に提出しなければならない。
- (2) 当日の 2 レース目以降海上で競技者の交代をする場合は、口頭でレース委員会艇に確認を受けなければならない。この場合所定の用紙に記入の上、指示 17(2) と同時に大会本部に提出しなければならない。
- (3) 各クラスともヘルムスマンの変更はできない。
- (4) 装備の交換はレース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は最初の適切な機会に行わなければならない。

## 19. 無線通信

レース艇、応援艇、観覧艇は、レース中無線通信を行ってはならない。また全ての艇が利用できない無線通信を傍受してはならない。この制限は、携帯電話にも適用する。

## 20. 賞

レース公示とおり、賞を与える。

## 21. 責任の不認

- (1) 競技者は、自分自身の責任において本大会参加している。RRS4「レースをすることの決定」を参照されたい。
- (2) 主催団体は、本大会前、本大会中、本大会後に関連して受けた物的損傷または身体障害もしくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

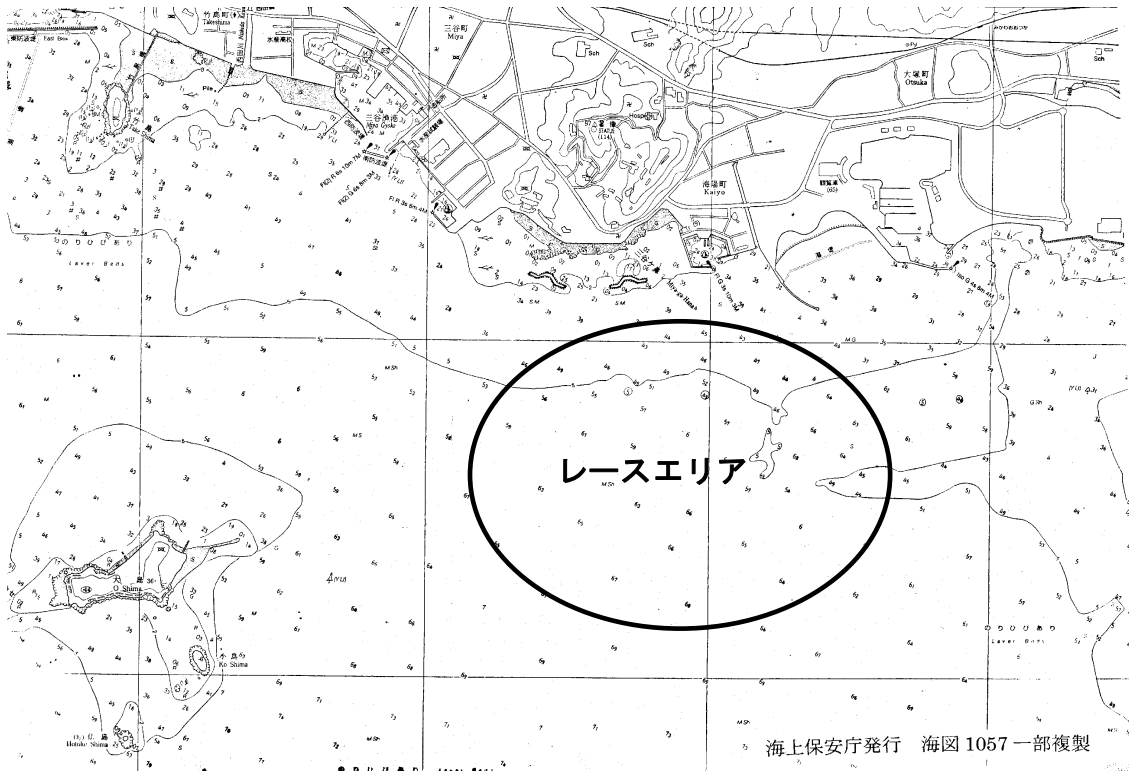
## 2.2. 大会期間中の選手の肖像権

本大会期間中の、艇、選手に関連する写真、ビデオ等の全ての著作物、映像に関する権利は主催団体に帰属する。

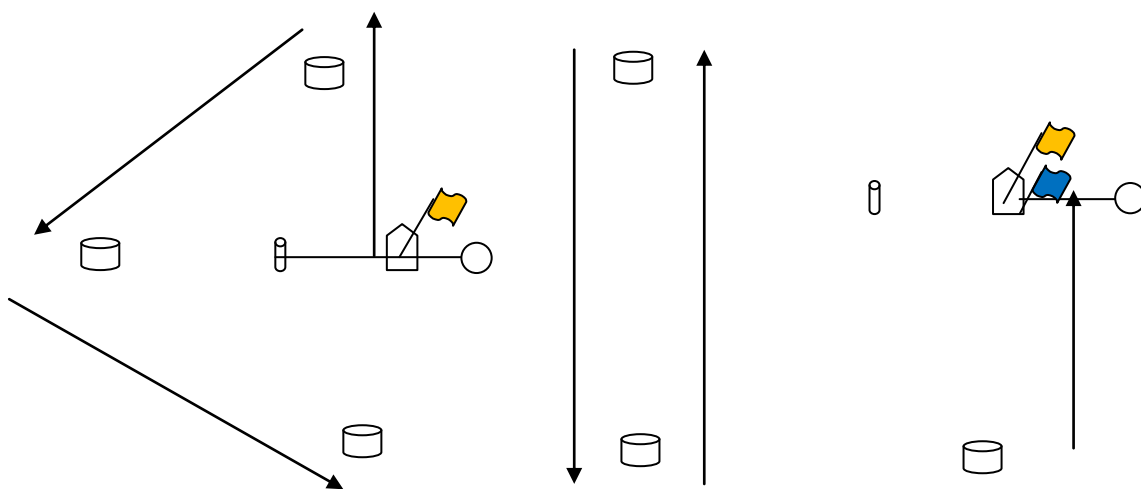
## 2.3. その他

本大会に関する事項について疑義が生じた場合はレース委員会の裁量によるものとする。

### 添付A : レースエリア



### 添付B : コース見取り図



S - 1 - 2 - 3 - 1 - 3 - F